

# 狭あい道路拡幅整備申出事前相談票

- ・太枠内に記入・チェックし、添付書類を1部添付してご提出ください。
- ・ご提出して頂いた相談票に基づき現地確認を行い、狭あい道路拡幅整備事業での取り扱いの可否について回答します。この回答については現地状況による可否の確認であるため、申出後の測量結果や土地の権利関連の状況によってはその後の手続きを進められない場合もあることをご了承ください。

例：隣接地権者と立会出来ない、十分に後退が出来ていない、工作物が除去出来ない、法務局備付の公図等の問題で分筆が認められない、抵当権が外せない、等

## ・添付書類：案内図・公図・全部事項証明書・地積測量図・配置図

※すべてコピー可、存在する物のみで可。

登記資料(公図・全部事項証明書)が無い場合、市で用意しますが、時間がかかります。

提出日	令和 年 月 日	
申請地	(地番表示)鎌倉市	
申出人 (土地所有者)	住所	
	氏名	
	電話番号	
	F A X	
申請代理人 (土地所有者 以外が申請する 場合の連絡 先)	住所	
	氏名	
	電話番号	
	F A X	

### 1 申出区分について

- (1)  売買  寄付
- (2)  建築確認  既後退地  自主後退

建築行為に伴い後退する場合は「建築確認」、既にセットバック済みの場合は「既後退地」、建築に関わらず後退する場合は「自主後退」となります。

- (3)  隅切有り  隅切り無し

隅切部分についても後退用地と同様に狭あい制度の対象になります。

原則は斜辺2mの二等辺三角形の形とします。

### 2 申請地について

- (1) 所有について

自己所有 → 後日、住所移転をする場合は必ず報告してください。

売買契約が締結できなくなる恐れがあります。

共有 → 共有者のお名前を記入してください。

(多い場合は別紙添付か、登記書類参照でも結構です)

2ページに続く

(2) 後退部分の登記について

- 分筆済 (後退用地が既に分筆されている場合)
- 分筆予定 本申請は分筆後の提出となります。事前相談は分筆前でも可。  
※分筆した(する)後退部分は、市が最終確認しますが、  
再分筆が必要となることがあります。
- 市で分筆 測量・立会后、市で分筆を行う。売買契約後となるため時間を要します。

(3) 所有権以外の権利について(抵当権・根抵当権等)

- 有
- 無 → 後日、抵当権等を設定する場合は必ず報告してください。  
売買契約が締結できなくなる恐れがあります。

(4) 後退用地の道路舗装について

- 市で舗装 (本申請提出から1年～2年程度かかります)
- 申請者で舗装 (舗装構成は前面道路に合わせてください)
- 不要・不可 (舗装済み、舗装不可)

3 後退用地内の公共物件について

- 汚水最終ます → 市でセットバック用地内への移設が可能です
- 雨水最終ます → 申請者(土地所有者)でセットバック後の民地内に移設してください。
- 上水道 → 企業庁水道局に相談し、セットバック後の民地内に移設してください。
- 電柱・電話柱 → 設置者と相談し、セットバック後の民地内に移設してください。  
(東京電力、NTT等)
- 防犯灯 → セットバック後の民地内に移設してください。

4 隣接地との境界について (自分の土地と、隣の土地との境界が決まっているかどうか)

- 確定済
- 未確定 → 本申請は確定後の提出となります。確定不可能な場合、申請できません。隣接土地所有者と連絡不能な場合や境界位置の同意が得られない場合、法務局で登記を行うことができないため、本制度は使用できません。

担当 〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号  
鎌倉市都市整備部道水路調査課  
境界担当 狭あい班  
0467-61-3552(直通)

# 狭あい道路拡幅整備申出事前相談票

記入例

- ・太枠内に記入・チェックし、添付書類を1部添付してご提出ください。
- ・ご提出して頂いた相談票に基づき現地確認を行い、狭あい道路拡幅整備事業での取り扱いの可否について回答します。この回答については現地状況による可否の確認であるため、申出後の測量結果や土地の権利関連の状況によってはその後の手続きを進められない場合もあることをご了承ください。

例：隣接地権者と立会出来ない、十分に後退が出来ていない、工作物が除去出来ない、法務局備付の公図等の問題で分筆が認められない、抵当権が外せない、等

## ・添付書類：案内図・公図・全部事項証明書・地積測量図・配置図

※すべてコピー可、存在する物のみで可。

登記資料(公図・全部事項証明書)が無い場合、市で用意しますが、時間がかかります。

提出日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
申請地	(地番表示)鎌倉市御成町9999番1	
申出人 (土地所有者)	住所	鎌倉市御成町18番10号
	氏名	鎌倉 太郎
	電話番号	0467-23-3000
	F A X	0467-24-3592
申請代理人 (土地所有者 以外が申請する 場合の連絡 先)	住所	神奈川県〇〇市〇〇 1-2-3
	氏名	㈱市役所ハウス
	電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	F A X	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

### 1 申出区分について

(1)  売買  寄付

(2)  建築確認  既後退地  自主後退

建築行為に伴い後退する場合は「建築確認」、既にセットバック済みの場合は「既後退地」、建築に関わらず後退する場合は「自主後退」となります。

(3)  隅切有り  隅切り無し

隅切部分についても後退用地と同様に狭あい制度の対象となります。

原則は斜辺2mの二等辺三角形の形とします。

### 2 申請地について

(1) 所有について

自己所有 → 後日、住所移転をする場合は必ず報告してください。

売買契約が締結できなくなる恐れがあります。

共有 → 共有者のお名前を記入してください。

鎌倉 花子

(多い場合は別紙添付か、登記書類参照でも結構です)

2ページに続く

(2) 後退部分の登記について

- 分筆済 (後退用地が既に分筆されている場合)
- 分筆予定 本申請は分筆後の提出となります。事前相談は分筆前でも可。  
※分筆した(する)後退部分は、市が最終確認しますが、  
再分筆が必要となることがありますので、十分ご注意ください。
- 市で分筆 測量・立会后、市で分筆を行う。売買契約後となるため時間を要します。

(3) 所有権以外の権利について(抵当権・根抵当権等)

- 有
- 無 → 後日、抵当権等を設定する場合は必ず報告してください。  
売買契約が締結できなくなる恐れがあります。

(4) 後退用地の道路舗装について

- 市で舗装 (本申請提出から1年～2年程度かかります)
- 申請者で舗装 (舗装構成は前面道路に合わせてください)
- 不要・不可 (舗装済み、舗装不可)

3 後退用地内の公共物件について

- 汚水最終ます → 市でセットバック用地内への移設が可能です
- 雨水最終ます → 申請者(土地所有者)でセットバック後の民地内に移設してください。
- 上水道 → 企業庁水道局に相談し、セットバック後の民地内に移設してください。
- 電柱・電話柱 → 設置者と相談し、セットバック後の民地内に移設してください。  
(東京電力、NTT等)
- 防犯灯 → セットバック後の民地内に移設してください。

4 隣接地との境界について(自分の土地と、隣の土地との境界が決まっているかどうか)

- 確定済
- 未確定 → 本申請は確定後の提出となります。確定不可能な場合、申請できません。  
隣接土地所有者と連絡不能な場合や境界位置の同意が得られない場合、  
法務局で登記を行うことができないため、本制度は使用できません。

担当 〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号  
鎌倉市都市整備部道水路調査課  
境界担当 狭あい班  
0467-61-3552(直通)